省令

○総務省令第五十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月二十五日

総務大臣　野田　聖子

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義等） **第二条**　電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定するもののほか、次の定義に従うものとする。 ［一～三十七の三　略］ 三十七の四　「船舶自動識別装置」とは、次に掲げるものをいう。 (1)　船舶局、海岸局又は船舶地球局の無線設備であつて、船舶の船名その他の船舶を識別する情報、位置、針路、速度その他の自動的に更新される情報であつて航行の安全に関する情報及び目的地、目的地への到着予定時刻その他の手動で更新される情報であつて運航に関する情報を船舶局相互間、船舶局と海岸局との間、船舶局と人工衛星局との間又は船舶地球局と人工衛星局との間において自動的に送受信する機能を有するもの (2)　略 三十七の五　「簡易型船舶自動識別装置」とは、船舶局又は船舶地球局の無線設備であつて、船舶の船名その他船舶を識別する情報及び位置、針路、速度その他の自動的に更新される情報であつて航行の安全に関する情報のみを船舶局相互間、船舶局と海岸局との間、船舶局と人工衛星局との間又は船舶地球局と人工衛星局との間において自動的に送受信する機能を有するものをいう。 ［三十七の六～九十三　略］ ［2　略］ （無線局の種別及び定義） **第四条**　無線局の種別を次のとおり定め、それぞれ下記のとおり定義する。 ［一～八　略］ 九　船舶局 船舶の無線局（人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。）のうち、無線設備が遭難自動通報設備又はレーダーのみのもの以外のものをいう。 ［十～二十の五　略］ 二十の六　船舶地球局　法第六条第一項第四号ロに規定する船舶地球局をいう。 二十の七　航空機地球局　法第六条第一項第四号ロに規定する航空機地球局をいう。 ［二十の八・二十の九　略］ 二十の十　人工衛星局　法第六条第一項第四号イに規定する人工衛星局をいう。 ［二十の十一～二十九　略］ ［2　略］	（定義等） **第二条**　電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定せられるもののほか、次の定義に従うものとする。 ［一～三十七の三　同上］ 三十七の四　「船舶自動識別装置」とは、次に掲げるものをいう。 (1)　船舶局又は海岸局の無線設備であつて、船舶の船名その他の船舶を識別する情報、位置、針路、速度その他の自動的に更新される情報であつて航行の安全に関する情報及び目的地、目的地への到着予定時刻その他の手動で更新される情報であつて運航に関する情報を船舶局相互間又は船舶局と海岸局との間において自動的に送受信する機能を有するもの (2)　同上 三十七の五　「簡易型船舶自動識別装置」とは、船舶局の無線設備であつて、船舶の船名その他船舶を識別する情報及び位置、針路、速度その他の自動的に更新される情報であつて航行の安全に関する情報のみを船舶局相互間又は船舶局と海岸局との間において自動的に送受信する機能を有するものをいう。 ［三十七の六～九十三　同上］ ［2　同上］ （無線局の種別及び定義） **第四条**　無線局の種別を次のとおり定め、それぞれ下記のとおり定義する。 ［一～八　同上］ 九　船舶局 船舶の無線局のうち、無線設備が遭難自動通報設備又はレーダーのみのもの以外のものをいう。 ［十～二十の五　同上］ 二十の六　船舶地球局　法第六条第一項第四号に規定する船舶地球局をいう。 二十の七　航空機地球局　法第六条第一項第四号に規定する航空機地球局をいう。 ［二十の八・二十の九　同上］ 二十の十　人工衛星局　法第六条第一項第四号に規定する人工衛星局をいう。 ［二十の十一～二十九　同上］ ［2　同上］